

(記載上の留意事項)

1 記載すべき別紙の種類

- ① 漁業者が単独で改善計画を作成する場合には、別紙1, 3, 4, 5, 7及び8に記載すること。
- ② 漁業者が共同で改善計画を作成する場合には、別紙1及び3にすべての漁業者についてとりまとめて記載するとともに、別紙4, 5, 7及び8に漁業者ごとに記載すること。
- ③ 漁業協同組合等が単独で改善計画を作成する場合には、別紙2, 3, 6, 7及び8に記載すること。
- ④ 漁業協同組合等が共同で改善計画を作成する場合には、別紙2及び3にすべての漁業協同組合等についてとりまとめて記載するとともに、別紙6, 7及び8に漁業協同組合等ごとに記載すること。
- ⑤ 漁業者と漁業協同組合等が共同で改善計画を作成する場合には、別紙2及び3にすべての参加者についてとりまとめて記載するとともに、別紙4, 5, 7及び8に漁業者ごとに、また、別紙6, 7及び8に漁業協同組合等ごとに記載すること。

記載すべき別紙の種類

別紙	1	2	3	4	5	6	7	8
漁業者が単独で改善計画を作成	○		○	○	○		○	○
漁業者が共同で改善計画を作成	○		○	○	○		○	○
	すべての漁業者についてとりまとめて記載			漁業者ごとに記載				
漁業協同組合等が単独で改善計画を作成		○	○			○	○	○
漁業協同組合等が共同で改善計画を作成		○	○			○	○	○
	すべての漁業協同組合等についてとりまとめて記載			漁業協同組合等ごとに記載				
漁業者と漁業協同組合等が共同で改善計画を作成		○	○	○	○		○	○
	すべての参加者についてとりまとめて記載			漁業者ごとに記載				
						○	○	○
						漁業協同組合等ごとに記載		

2 記載事項

(1) 漁業経営の改善の目標

- ・ 別紙1又は2の「漁業経営の改善の目標」の欄に記載すること。

(2) 漁業経営の改善による経営の向上の程度を示す指標

- ・ 別紙1又は2の「経営の向上の程度を示す指標」の欄に記載すること。
- ・ 「減価償却前利益」, 「付加生産額」, 「従業員一人当たりの減価償却前利益」及び「従業員一人当たりの付加生産額」の欄については、別紙4の⑪, ⑫, ⑭及

び⑮の数字を基にして、両方の欄に記載するとともに、改善計画の目標とする指標にレ印を付すこと。

- ・ 「補助的指標」の欄については、「減価償却前利益」、「付加生産額」、「従業員一人当たりの減価償却前利益」又は「従業員一人当たりの付加生産額」に加えて、これら以外の補助的な指標により経営改善の目標を設定し、その効果を測定しようとする申請者のみが記載すること。記載する場合には、指標の名称、定義、計算方法及び設定理由を記載した書面を添付すること。

(3) 漁業経営の改善の内容及び実施時期

- ・ 別紙1又は2の「具体的な取組」の欄並びに別紙3、4及び8に記載すること。
- ・ 「具体的な取組」の欄については、改善計画の対象となる取組すべてにレ印を付すこと。

(4) 漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

- ・ 別紙7に記載すること。

3 その他記載に当たっての注意事項

(1) 別紙1及び別紙2について

- ・ 別紙1又は2の「改善計画の種類」の欄については、改善計画の三種類のうち、いずれか一つにレ印を付すこと。
- ・ 別紙1又は2の「申請者名」の欄については、共同で改善計画を作成する場合には代表者の住所、名称及び代表者の氏名（個人の場合は、住所及び氏名）を記載すること。また、漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成する場合には、改善計画に参加するすべての漁業者又は漁業協同組合等について、住所、名称及び代表者の氏名並びに連絡先（個人の場合は住所、氏名及び連絡先）を記載した参加者名簿を添付すること。
- ・ 別紙1又は2の「資源管理又は漁場改善の取組概要」の欄については、いずれかにレ印を付し、自らの取組の概要（休漁、養殖密度の遵守等）を記載するとともに、資源管理計画（国又は県の確認を受けているもの）又は漁場改善計画（県の認定を受けているもの）を添付すること。
- ・ 別紙1又は2の「実施体制」の欄については、大学、試験研究機関、企業等と連携して漁業経営の改善のための措置を実施する場合に、連携先の住所、名称及び代表者の氏名（個人の場合は、住所及び氏名）並びに連携の内容を記載すること。また、地域連携型の改善計画を作成し、浜プラン等に基づく取組を実施する場合に、当該浜プラン等の名称、所得向上の目標値及び連携の内容を記載するとともに、当該浜プラン等（国の承認を受けているもの）を添付すること。
- ・ 別紙1の「営む漁業の概要」の欄については、申請者の営む漁業種類、対象とする魚種、漁業種類ごとの漁船総トン数（兼業の場合その旨記載）等を記載する。なお、共同で改善計画を作成する場合は、個別経営体ごとに記載した書面を添付すること。
- ・ 別紙2の「構成員の営む漁業の概要」の欄については、業種の名称及び漁業の概要を記載すること。漁業の概要については、①構成員の経営の現状、②経営体数、③従業員数、④漁獲量及び漁獲金額、⑤資源の状況、⑥資源利用の適正化への取組状況、⑦国際規制等、⑧労働力事情（労働環境等の状況を含む。）、⑨魚価及び取引・流通形態、⑩経営体の規模別分布、⑪他業種漁船導入状況、⑫漁船の兼業化状況、⑬その他についてできるだけ記載した書面を添付すること。
- ・ 別紙1又は別紙2の「漁業経営の改善の目標」の欄については、計数を盛り込むなどの工夫をして具体的に記載すること。
- ・ 別紙2の「構成員の漁業経営の改善を推進する必要性」の欄については、①漁業協同組合等がその構成員のために漁業経営の改善を推進するための措置を実施する必要性、②漁業協同組合等が事業実施主体となって施設整備等を行う必要性等について記載すること。

- ・ 漁業協同組合等が漁業者と共同で改善計画を作成する場合は、別紙2の「構成員の漁業経営の改善に与える効果」の欄に、漁業協同組合等が改善計画を実施することによる漁業者の経営向上への効果の見通しを記載するとともに、「経営の向上の程度を示す指標」の欄に共同で改善計画を作成する漁業者についての数値を記載すること。
- ・ 漁業協同組合等が単独で改善計画を作成する場合は、別紙2の「構成員の漁業経営の改善に与える効果」の欄に、漁業協同組合等が改善計画を実施することによる構成員の漁業経営の向上への効果の見通しを記載し、「経営の向上の程度を示す指標」の欄には記載しない。
- ・ 別紙1又は2の「経営の向上の程度を示す指標」の「現状」の欄については、別紙4の「直近期末」の欄の数値を記載すること。ただし、年による変動が著しく大きいと認められる漁業者にあつては、認定行政庁とも相談の上、用いようとする指標の過去5か年の実績から、最大の年と最小の年の実績を除いた3か年の平均値を算出して、「現状」の値として用いることができる。この場合、別紙4の「2年前」の欄の左側に「4年前」及び「3年前」の欄を設け、それぞれの年の実績を記載するとともに、「直近期末」の欄の右側に「現状」の欄を設け、用いようとする3か年の平均値を記載するものとする。

(2)別紙3について

- ・ 別紙3の記載方法は、次のとおりとする。
なお、自己評価は、認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等が自ら改善計画の進捗よく状況、効果を定期的に点検するために行うものである。
- ① 「番号」の欄については、1, 2, 1-1, 1-2, 1-1-1, 1-1-2のように実施項目を関連づけて記載すること。
- ② 「実施項目」の欄については、具体的な実施内容を記載すること。
- ③ 「実施時期」の欄については、実施項目を開始する時期を4半期単位で記載すること。この場合、1-1は初年の最初の四半期に開始することを、3-4は3年目の第4四半期に開始することを意味する。
- ④ 「自己評価基準」の欄については、できるかぎり定量化した基準を設定することとするが、取締役会や監査役会の評価など定性的な基準でも可とする。
- ⑤ 「自己評価頻度」の欄については、改善計画の進捗よく状況を評価する頻度又は時期を毎月、隔月、四半期、半年、1年、半年後、1年後などと記載すること。

(3)別紙4について

- ・ 別紙4の記載に当たっては、直近3か年の決算書をもとに記入すること。
なお、創業3年末満の場合は、記入できる範囲を記載すること。
- ・ 「付加生産額」の算出に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ① 漁業を含めた経営体全体の数値を用いること。
 - ② 人件費は、以下の全項目を含む総額とすること。
 - ア 売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含む。）
 - イ 一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費、退職金、退職給与引当金繰入
 - ウ 短時間労働者の給与を外注費等で処理した場合の当該費用（派遣労働者を除く。）
 - ③ 減価償却費は、以下の全項目を含む総額とすること。
 - ア 減価償却費（繰延資産の償却額を含む。）
 - イ リース、レンタル費用（損金算入されるもの）
- ・ 「従業員一人当たりの付加生産額」の算出に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ① 短時間労働者については、1日に4時間勤務をする者を0.5人と計算するなど勤

務時間によって従業員数を調整すること。

- ② 「付加生産額」の算出に当たっての人件費の取扱いと整合性を図るため、派遣労働者は従業員数に含めないものとする。
- ・ 「減価償却前利益」及び「従業員一人当たりの減価償却前利益」の算出に当たっては、上記(2)及び(3)の留意事項に準じて行うこと。
- ・ 以下の科目の関係は、次のとおりとすること。
 - ⑥ 営業外損益＝損益計算書の営業外収益＋損益計算書の営業外費用
 - ⑬ 設備投資額の合計と、別紙8の設備投資額の合計は一致する。
 - ⑭ 償却前利益＝損益計算書の税引後当期利益＋⑨減価償却費（リース・レンタル費用を除く。）

(4)別紙5について

- ・ 過去3か年の貸借対照表等をもとに記載すること。
なお、漁業権を貸借対照表に計上している場合は、無形固定資産に含めること。

(5)別紙6について

- ・ 別紙6の記載に当たっては、直近3か年の決算書をもとに記載すること。
なお、創業3年末満の場合は、記入できる範囲を記載すること。

(6)別紙7について

- ・ 株式会社日本政策金融公庫、民間金融機関の別に借入れを希望する金額を資金ごと・年度ごとに記入すること。また、民間金融機関から借入れを希望する場合については、借入予定金融機関名を記載すること。
- ・ 借入れを希望する資金については、漁業経営改善支援資金（経営改善）、漁業近代化資金、漁業経営改善促進資金等の経営改善に必要な資金を記載し、法第8条に基づく漁業経営維持安定資金等のいわゆる負債整理資金等については記載しないこと。
- ・ 借入期間1年以内の運転資金については、年度内の借入残高の最高額（極度貸付けによる場合は極度額）を記載すること。
- ・ 漁業経営改善促進資金の利用は、中小漁業融資保証法第2条第1項の中小漁業者等に限られるので注意すること（同法第4条第1項第3号）。

4 用紙

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

5 その他

(1)改善計画の計画期間

改善計画の計画期間は、原則として第3に定める期間とする。

なお、これらの期間により難しい特段の理由がある場合には、事前に県と相談の上、知事がやむを得ないと判断した場合には、必要最小限の範囲で調整することができる。

(2)申請書の提出部数及び添付資料

- ・ 改善計画の認定申請に当たっては、別記様式第1号の正本1通を提出すること。
- ・ 漁業協同組合等が単独で、又は共同で改善計画を作成する場合には、当該漁業協同組合等に係る直近3期分の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書を添付すること。
- ・ 同様に漁業者にあつては、直近3か年分の決算書又は税申告書を添付すること。
- ・ それぞれの別紙について記入欄が足りない場合には、別に必要事項を記載したものを添付することとしても差し支えない。